

〈通学定期券・スクールパス（以下、学割定期券）の発行におけるルール〉

①通学先が以下の場合に発行できます。

- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む）、大学院、特別支援学校等の学校教育法第1条で規定された学校かつ通信制以外である場合
- ・専修学校（専門学校等）、各種学校等のうち、阪急電鉄に指定された学校の学科、課程である場合
- ・通信制学校のうち阪急電鉄に指定された学校、かつ通学先より弊社へ学生の通学について申請があり、弊社が承認した場合

②購入できる区間は、『ご自宅から通学先までの利用区間』に限ります。

※学習塾等の習い事のための学割定期券の発行や区間変更はいたしかねます。ただし、以下の場合のみ、通学先以外の区間での発行を認める場合があります。

- ・通学する学校より弊社へ実習や研修で通学先以外に一定期間通学する事を申請し、弊社が承認した場合
- ・元々の通学する学校より弊社へフリースクールに一定期間通学する事を申請し、弊社が承認した場合

③「通学先が発行した通学または在学の証明書（以下、通在学証明書）」が必要です。

- ・通在学証明書は通学証明書、通学定期券乗車券購入兼用証明書、生徒手帳、学生証、等の原本のほか「当申込書オモテ面に必要事項を記入の上、代表者職印欄へ通学先の学校印が押印されているもの」を認めます

※合格通知書や進学通知書等は通在学証明書としては認められません。

- ・義務教育期間中（小学校、中学校）に通学する場合でも、通在学証明書が必要です

④新規購入は利用開始日の「14日前」からご購入いただけます。例：4/1利用開始⇒3/18～購入可能 なお、「当学年で有効な通在学証明書」が必要です。

⑤継続購入は利用終了日の「13日前」からご購入いただけます。例：3/31利用終了⇒3/18～購入可能 なお、『年度をまたぐ（4/30を越える利用期間）購入』の場合は、以下の書類が必要です。

- ・進級の場合
「新学年で有効な通在学証明書」もしくは
「旧学年で有効な通在学証明書」と「旧学年中の学割定期券（利用終了日から2ヶ月以内のもの）」
- ・留年の場合
「新学年で有効な通在学証明書」
- ・進学の場合
「進学先の当学年で有効な通在学証明書」

※中高一貫校の内部進学は学校名が変わる（〇〇中学校⇒〇〇高等学校）ため進学扱いとしますが、義務教育学校のように学校名が変わらない場合は進級扱いとします。

⑥乗車区間を変更する（継続時も含む）場合は、「当学年で有効な通在学証明書」が必要です。

⑦券種を変更する継続購入（通学⇒スクールパス、スクールパス⇒通学）はいたしかねます。もとの定期券の利用期間終了後に購入可能です。

〈ご案内〉

- ・払戻を行う場合は、弊社の定める運送約款に基づき払戻いたします。
また、所定の払戻手数料が必要です。
- ・再発行を行う場合は、諸手数料と預かり金（デポジット）が必要です。
再発行には公的証明書（運転免許証・運転経歴証明書・健康保険証・マイナンバーカードなど）もしくは学生証等の身分証が必要です。

〈個人情報の取扱いについて〉

当申込書にご記入いただいたお客様の個人情報は、hanicaのお申込み内容の確認、紛失されたhanicaが発見された場合などに弊社、阪神バス、尼崎交通事業振興からご連絡する際に使用するほか、当社の統計資料として活用する場合に限ってのみ使用し、個人データを第三者へ提供することはいたしません。当社の個人情報の取扱いにつきましては、<https://www.hankyubus.co.jp/privacy.html> をご覧ください。